



(令和6年度第3回)

衛生推進者養成講習

中小企業や支店営業所などの出先の衛生管理担当者 【労働安全衛生法第 12 条の 2】

常時 10 人~49 人の労働者を使用する非工業的業種 [注1] の事業場(本社・支店・営業所等の出先)では、労働安全衛生法第 12 条の 2 により、一定の実務経験者等から「衛生推進者」(工業的業種の場合は「安全衛生推進者」)を選任し [注2]、労働衛生に係る業務を担当させなければなりません。

116 大工用工派と目がととはの (在上)、分別用工作所の未初とにコモビのいがののがある。			
日時	令和7年3月11日(火)10:00~16:40 (受付開始 9:30)		
会場	三田労働基準協会 1 階研修センター (裏面案内図参照)		
研修科目	法令に定められた全科目		
講師	労働衛生コンサルタント		
修了証	全科目受講された方(遅刻早退不可)に、当日講習終了後交付します。 修了証受領のための 認印 をご持参下さい。 修了証は(一社)三田労働基準協会[東京労働局長登録第3号]から発行されます。		
定員	30名 (先着順で、定員に達し次第締め切ります。)		
受講料	会 員 7,700円 非会員 8,800円(テキスト代〈中災防発行〉1,100円含む) 消費税免税事業者 3月4日(火)までに銀行振込にてお願いいたします。 振込先 みずほ銀行渋谷支店 普通 0206823 渋谷労働基準協会 ※お申込み後の取り消しは3月4日(火)までにお願いいたします。それ以降の取消 しについては受講料を賜りますのでご了承ください。		
申込方法申込先	裏面申込票にご記入のうえ、FAX でお申し込みください。 お申込み FAX をいただきましたら、受講番号を付して FAX にて返送いたします ので、当日受付にて受講番号をお申し出ください。 渋谷労働基準協会 渋谷区鶯谷町 19-19 ソフィアハウス 2C 号室 TEL:6416-3720 FAX:3416-3721		
その他	この講習は城南労働基準協会協議会(渋谷、三田、大田、品川労働基準協会)の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。上記4協会の会員は会員価格です。		

【注 1】「安全衛生推進者」・「衛生推進者」の業種区分事業場(企業単位ではありません)の規模は 10 人~49 人

サネタ(エネーロ CIGO) 7 S E 70/O/MIC IO ハ HO ハ					
	養				
安全衛生推進者	製造業、建設業、運送業、清掃業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、自動車整備業、機械修理業、各種商品卸売業、各種商品小売業、家具·建具·什器等卸売業、家具·建具·什器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、林業、鉱業、				
衛生推進者	上記以外の全ての業種				

【注2】「衛生推進者」の選任基準

①大学・高専卒業後 1 年以上の衛生の実務経験者 ②高校卒業後 3 年以上の衛生の実務経験者 ③5 年以上 の衛生の実務経験者 ④衛生推進者養成講習の修了者の中から選任します。 令和7年3月11日(火)10:00~16:40(受付開始9:30))

会員の別	〇を付けてください。 渋谷会員・三田会員・品川会員・大田会員・会員以外		
事業場名			
所在地	Ŧ		
	部署	TEL	
連絡担当者	氏名	FAX	
受講者	氏名(フリガナ)		
	男・女		
	生年月日	受講番号	
	昭和・平成		
	年 月 日		

返送 FAX 番号: 6416 - 3721 渋谷労働基準協会

注:修了証作成のため、氏名・生年月日は楷書で正確に記入してください。

個人情報は、講習及び修了証発行管理目的以外に利用することはありません。

受講者は、Faxされた受講票を当日持参し受付にご提示ください。

修了証受領のため 印鑑 をご持参ください。

会場案内図

一般社団法人三田労働基準協会ビル

1階研修センター

港区芝4-4-5

Tel 03-3451-0901

最寄駅

地下鉄三田駅

A9 出口徒歩 1 分

JR 田町駅

三田(西)口徒歩8分

協会	
使用欄	

